

第 21 期
大分海区漁業調整委員会
第 26 回委員会
議 事 録

開催日時 令和 3 年 2 月 17 日(水) 午後 2 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階研修室

第21期大分海区漁業調整委員会第26回委員会議事録

1. 開催日時 令和3年2月17日(水) 午後2時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (議長)
疋田 一 則
阿部 義 広
石田 清
川島 富 男
山尾 和 久
日隈 邦 夫
須川 直 樹
渡邊 英 敏
鳴海 盛 彦
小松 兼 丸
- 欠席委員 内田 健 (会長)、山下 博 美、
小野 裕 佳、藤本 昭 夫
- 事務局 大塚事務局長、大石事務局次長、三ヶ尻主幹、堀切主任
- 農林水産部 景平審議監兼漁業管理課長
- 漁業管理課 佐藤主査
- 水産振興課 高野課長、倉橋課長補佐、野田主任
- 臨席者 大分市林業水産課 津守翔太
北部振興局 岩野英樹
4. 議事録署名委員 疋田 一 則、日隈 邦 夫

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案	豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第2号議案	伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第3号議案	あわび類、うに類の採捕の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第4号議案	知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第5号議案	大分県資源管理方針の変更について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第6号議案	知事管理漁獲可能量の設定について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した

6. 審議概要

事務局長 ただいまから、第21期第26回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。

事務局長の大塚です。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、15名中11名の委員が出席され、過半数を超えていますので、漁業法第101条第1項の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、農林水産部の景平審議監兼漁業管理課長から、ご挨拶を申し上げます。

景平審議監 （ あいさつ ）

事務局長 ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をいたします。まず、表紙に議案書と書かれたもの、右肩に資料①と資料②と書かれたもの3種類をお配りしています。

資料はおそろいでしょうか。

委員会の議長は、委員会規程第5条により、会長が務めることとなっておりますが、本日は会長が欠席されておりますので、小野副会長に以後の議事進行をお願いいたします。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。
疋田委員 と 日隈委員にお願いします。
それでは議事に入ります。
第1号議案「豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について」をお諮りします。
事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の3ページをお開きください。「豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について」ご説明します。

豊後水道では漁業調整上の理由から、委員会指示により、同海域でたる流し漁業を禁止していますが、この委員会指示の有効期間が本年3月31日で終了するため、大分県漁業協同組合長から引き続き同様の内容で委員会指示の発出要望があったものです。

4ページをお開きください。

漁具図を載せていますが、このたる流し漁業または立縄釣漁業ともいわれる漁法は、平成2年頃にふぐの浮き延縄漁業が禁止されたことにより導入が進んだ漁法で、水面上に発泡スチロールなどの浮子を浮かべ、その下に幹糸を垂らし、さらにその幹糸から枝糸を出して、それに針をつけて釣る漁法です。

この図では、模式的に表現しているため針が3本しかありませんが、実際には10本から15本の針が付いています。

一人が一度に数十個を流すため管理が十分にできず紛失することがあり、海面上を自由に動いて回るため他の漁業に支障があること、また、この漁具が海岸に流れ着き、そのまま放置されていることなどから問題があるということで、平成5年から本県豊後水道の関係漁業者間の自主規制として豊後水道では禁止してきました。

そのような中で、平成7、8年頃から高知県や宮崎県漁船の操

業が見られるようになり、特に平成13から14年にかけてシロサバフグが大漁に漁獲された時には、高知県や宮崎県の漁船が多数操業し、大分県の漁業者の操業に支障をきたすようになりました。

そこで、大分県として両県に事情を説明して協力を求めましたが、「この漁法が自由漁業であり、大分県が自主規制ということでは指導しにくい」旨の回答が両県からありましたので、平成15年度から委員会指示を発出して規制しているものです。

5ページに大分県漁業協同組合長から会長あての要望書を掲載しています。

6ページに委員会指示案を載せていますが、「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりたる流し漁業（立縄釣漁業）（一端を浮子で海面上に保持し、海中において垂直に立つようにした釣漁具を使用して行う漁業をいう。）を禁止する。」としています。

漢数字の一の禁止区域として、豊後水道、大分県関埼灯台と愛媛県佐田岬灯台を結んだ直線以南の大分県海域としています。

次に、漢数字の二の禁止期間ですが、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとしています。禁止期間を更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容です。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、この件につきましてご意見・ご質問はありませんか。

よろしいですか。他にご意見もないようですので、第1号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第2号議案「伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について」をお諮りします。

事務局は説明してください。

事務局長

それでは議案書の7ページをご覧ください。

第2号議案の「伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について」ですが、大分県のくるまえびの漁獲量は昭和61年の641トン进行ピークに大きく減少し、近年50トン前後で推移しており、早急に資源回復を図る必要があるため、委員会指示により、豊後水道では平成17年から、伊予灘では平成23年から、全長13センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止しています。

この委員会指示の有効期間が本年3月31日で終了するため大分県漁業協同組合長から引き続き同様の内容で委員会指示の発出要望があったものです。

8ページをご覧ください。大分県漁業協同組合長から会長あての要望書を掲載しています。

9ページは委員会指示案ですが、漁業法第120条第1項の規定により、次のとおり全長13センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止するとしています。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。として試験研究等については適用除外としています。

漢数字の一の禁止区域は、国見と姫島の地先海面から南の伊予灘及び豊後水道の大分県海域を文字で表現しています。

漢数字の二の禁止期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとしています。禁止期間を更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容です。

10ページに禁止区域の図を示しています。斜線の区域が禁止海域です。

点イは豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点、点ロは、その点イから磁針方位350度8,000メートルの点です。点ハは、東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上8,000メートルの点です。

点ニは、山口県熊毛郡上関町小祝島西端です。

禁止区域は、点イと点ロを結んだ直線、点ロから姫島を北回りに点ハマまでに至る間の最大高潮時海岸線から8,000メートル

の線、点ハから点ニを通る直線、これを順次に結んだ線以南の大分県海域です。

伊予灘では、山口県、愛媛県との間で3県協定が結ばれており、共通海域が定められているので、その範囲を大分県海域としています。

一方、豊後水道では、対象漁業である小型底曳網漁業で愛媛県との境界線がはっきりとは定められておりませんので、東側のラインを引いていません。

資料①をご覧ください。

平成23年4月に大分県が策定しました大分県資源管理指針から関係部分を抜粋したものです。1ページ目にくるまえびに関する資源管理指針を掲載しています。グラフ下の(2)の資源管理の目標として太字で示しているとおおり、漁獲量の減少傾向が続いていることから、この状況の改善を目標にしています。

(3)の資源管理措置として漁獲対象とする小型機船底びき網漁業とさし網漁業で取り組むとしており、2. 小型機船底びき網漁業、5. さし網漁業それぞれの漁業において、(2)の資源管理措置に太字で示しているとおおり、小型魚の保護に取り組み、資源の回復を図る必要があるとなっています。くるまえびの漁獲量は、グラフにあるように、近年は横ばい傾向で推移しており、種苗放流と資源管理措置により漁獲が維持されているものと考えております。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、この件につきましてご意見・ご質問はありませんか。

渡邊委員 くるまえびは以前は、全長ではなく体長ではありませんでしたか。

事務局長 以前から全長で指示を出しています。

議長 他にありませんか。豊前海で全長制限を担保しているのは別の協定か何かですか。

事務局長 豊前海は漁業調整規則の10センチの制限だけになっています。これは、豊前海で底びき網が操業するのは、山口、福岡の三県で操業していますので、制限を強化する時に調整が必要だったんですが、折り合わなかったという経過があって、豊前海は漁業調整規則の10センチのまま制限がなされているという状況です。

議長 調整規則の10センチというのは体長ですか全長ですか。

事務局長 全長です。

渡邊委員 底びきではなく、えび刺し網自体が制限を強化するのを反対したという経緯を聞いています。

事務局長 豊前海で話をした時に、えびの流し網やえび建て網の人達も豊前海では10センチから13センチの間の漁獲実態も比較的あったということで反対がありました。それから山口とか福岡の漁業者の方にも話を聞いたときにも同じような漁獲実態がありまして、制限の強化はなされなかったというように聞いています。

渡邊委員 福岡県にはくるまえびの漁獲実態はあるのですか。

事務局長 最近の状況について調べている訳ではありませんが、有明海でもくるまえびは獲れますし、統計では全体の漁獲量として福岡は上位にありますので、漁獲実態は福岡県にもあると思います。

渡邊委員 種苗放流の実態はありますか。

事務局長 福岡県はくるまえびの放流には力を入れてないと記憶しております。

議長 他にございませんか。他にご意見もないようですので、第2号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありますか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第3号議案「あわび類・うに類の採捕の制限について」をお諮りします。

事務局は説明してください。

事務局長 それでは、議案書の11ページをご覧ください。

第3号議案の「あわび類、うに類の採捕の禁止について」説明します。

大分県漁業協同組合では、あわび類、うに類の漁獲量が減少傾向にあることから、種苗放流を行うとともに、その放流場所を2年間禁漁とする資源管理措置を実施しています。

この取組の実践に係る公的担保措置として、大分県漁業協同組合長から委員会指示の発出要望があったものです。

12ページに大分県漁業協同組合長から会長あての要望書の写しを掲載しています。

1の禁漁区の設定をご覧ください。香々地地区から名護屋地区まであわび類のみ5地区、あわび類・うに類1地区の合計6地区において、放流場所周辺を2年間禁漁区とするため委員会指示を発出してほしいという要望であります。

13ページから15ページが委員会指示案ですが、13ページをご覧ください。最初に「漁業法第120条第1項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類、うに類の採捕を禁止する。」としていますが、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」として第2号議案と同じく試験研究等については適用除外しています。

次に、漢数字の一の禁止区域では、全6地区においてあわび類7箇所、うに類2箇所の合計9箇所について、表記しています。区域については、後で図で説明します。

次に、15ページの最後から2行目のところ、漢数字の二の禁止期間ですが、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの

2年間としています。

16ページと17ページに、位置図と拡大図を掲載しています。

16ページの左側から説明しますと、あわび類につきましては、①別府地区、②臼杵地区の下ノ江地先及び④臼杵地区の深江地先、⑥津久見地区（長目）の地先、次のページに移りまして左上から⑦津久見市保戸島地区の地先、⑧佐伯市の入津地区の地先、右上に移りまして、⑨名護屋地区の地先の赤色の範囲であわび類の採捕を禁止します。

また、うに類につきましては、③臼杵地区の大泊地先及び⑤臼杵地区の深江地先の赤色の範囲でうに類の採捕を禁止します。

単純に同じ場所で禁漁を継続するのは①別府地先、⑨名護屋地区の2箇所、新規で禁漁区を設定するのは②臼杵地区の下ノ江地先の1箇所です。その他の6箇所は禁止する場所の輪番制を採用しており、過去に委員会指示で禁止した実績のある場所となり、実質的には継続箇所となります。

なお、17ページ下の表に今回禁漁区を設定するそれぞれの区域の面積を掲載しています。放流する魚種についてはあわび類がメガイアワビ、クロアワビですが、地域によって単一、両方の場合があります。うに類についてはアカウニとなります。

資料①の2ページをご覧ください。

大分県資源管理指針にあわび資源等の動向及び管理の方向について記載しています。その下には、うに資源の動向及び管理の方向について記載しています。

あわび、うにとともに近年漁獲量が減少傾向にあることから、種苗放流、放流場所の一定期間の禁漁、密漁監視等の措置についても取り組み、資源の回復を図る必要があるとしています。

漁獲量ですが、グラフにありますように、あわび類では近年横ばい傾向で、うに類では若干回復傾向となっており、資源管理の効果もあって、漁獲が維持されているものと考えています。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、この件につきましてご意見・ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第3号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第4号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について（諮問）」をお諮りします。

事務局は説明してください。

事務局長 議案書の18ページをお開きください。第4号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についてです。

小型機船底びき網漁業と、もじゃこ漁業について、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

19ページが知事からの諮問文です。

次のページをご覧ください。まず、大分県海域において山口県漁業者が操業する小型機船底びき網漁業 手繰第2種こぎ網漁業についてです。

1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」ですが、これは、前回までの委員会においても説明してまいりましたが、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 本件公示の漁業の概要」ですが、「(1) 漁業・漁業種類」は、「小型機船底びき網漁業 手繰第2種こぎ網漁業（山口県漁業者）」です。これは、海底に沈めた網をひき、魚介類を袋網に追い込んでとる漁業で、主な漁獲対象種は、(2)のとおり、「えび類、雑魚」です。

(3)の背景のとおり、この漁業は、周防灘3県協定により締結された山口県と大分県の間の入漁協定に基づくものです。

周防灘3県協定とは、山口・福岡・大分の3県の間で、2年ごとに、小型機船底びき網漁業の調整に関する協定を締結し、各県の管轄海域及び共通海域の区域等について定めているものです。この場合の入漁とは、他県の海域に入って漁業を営むことをいいますが、相互入漁の具体的な取り決めは、各2県の間における協定によることとし、大分県は山口県と入漁協定を締結していません。入漁協定に基づく許可は、従来から1年ごとに更新しており、許可枠は、お互いに120隻です。現行許可件数は、大分県知事許可を受けている山口県漁業者は88隻で、ちなみに山口県知事許可を受けている大分県漁業者は19隻となっています。

次の21ページには、制限措置や申請期間を記載していますが、詳しくは、実際の公示案により説明しますので、22ページをお開きください。制限措置等に関する公示文です。漁業法及び漁業調整規則の規定に基づいて、制限措置及び申請期間を知事が定める旨を記載しています。

次の23ページからが、具体的な制限措置等の内容となっています。

まず、表のいちばん左の欄の「漁業の種類」は、「小型機船底びき網漁業」で、その右の欄から具体的な制限措置の内容です。「漁業種類」は「手繰第2種こぎ網漁業（山口県漁業者）」です。その右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、協定に基づき「120隻」です。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」で従来どおりです。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記するところのとおりですが、26ページに図面を掲載していますので、そちらをご覧ください。

これは、周防灘三県に関する海域を示したもので、今回の大分県知事の許可により山口県漁業者が操業できるようになる大分県

海域が赤色で塗られた区域です。なお、水色で塗られた三県共通海域と合わせて、二重線でぐるりと囲まれた区域が、山口県漁業者が、山口県管轄海域以外において操業できる区域となります。

23ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、従来どおり「4月1日から翌年の3月31日まで」の1年間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「山口県知事から小型機船底びき網漁業手続第2種漁業の許可を受けた者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と大分県の間の入漁協定に基づいて入漁する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、「令和3年2月19日から同年3月19日まで」の1ヶ月間です。申請期間については、漁業調整規則の規定により、原則1ヶ月以上とされています。

なお、公示日は2月19日を予定していますが、公示までの内部の事務手続等により公示日及び申請期間の開始日が変更となる可能性があります。その場合においても申請期間を1ヶ月間設けることとしますので、ご了承くださいるようお願いします。

表の末尾、25ページをお開きください。備考の1は、推進機関の馬力数について旧漁船法馬力数を適用する場合を記載しています。備考の2は、「この告示に係る許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。」とし、従来どおり1年間とします。これは、漁業調整規則第15条第1項第1号において小型機船底びき網漁業は5年間と定められていますが、従来から、入漁に係る漁業調整上の問題がないかを確認の上、1年ごとに区切って許可を更新してきており、法第46条第2項の規定に基づき、今回も1年間とするものです。備考の3は、「この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。」とし、具体的には、従来どおりの禁止漁具や操業禁止期間等の条件を付ける予定です。

以上が、小型機船底びき網漁業に関する説明です。

次にもじゃこ漁業について説明します。27ページをご覧ください。

1の概要にありますように、もじゃこ漁業は、本県海域に来遊する、ぶりの稚魚である「もじゃこ」を採捕する漁業です。昨年は本県漁業者34隻に対し、特別採捕許可により採捕を許可して

いましたが、昨年12月1日に施行された漁業調整規則により、今年からは知事許可漁業となります。もじゃこは、県内外へ出荷され、ぶり養殖の種苗として利用されますが、ぶり養殖については、国の指導のもと需要に見合った生産が推進されており、採捕計画数量はぶり養殖関係県の調整を経て決定されます。

また、採捕日数は、原則として23日間となっており、計画数量を確保できなかった場合に最大で50日間まで延長が可能となっています。

操業時期は例年4月から5月頃ですが、もじゃこの来遊時期は年によって大きく変動する傾向があり、23日間と限られた操業日数の間で効率的にもじゃこを採捕する必要があるため、操業開始日は研究機関による調査結果や漁業者からの要望により毎年漁期の直前に決定されます。参考に許可までのスケジュールについて下に記載しております。

28ページをご覧ください。公示案になります。次の29ページに制限措置の内容を載せております。

漁業種類はもじゃこ漁業、「許可等をすべき船舶の数」は34隻で、これまでの実績を上限としています。

船舶の総トン数は10トン未満、推進機関の馬力数は540kW以下で、従来の制限と同様としています。

操業区域は、豊後水道の大分県海域で共同漁業権の設定海域を除いた大分県海域です。

次に漁業時期については、操業期間が操業開始日の直前に決まることや最大50日間操業できることを踏まえ、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とします。操業期間が決まるまでの間は許可の条件により操業を禁止します。

許可の条件は下に示していますが、2にあるように「操業することができる期間は、漁業時期のうち別途知事が定める期間に限る」とし、23日間の操業期間が決定した後に対象者に通知します。また、操業を延長する場合には、操業期間の変更通知により採捕を許可します。

次に漁業を営む者の資格ですが、大分県内に住所を有する者でぶり養殖業者又はぶり養殖業者にぶり稚魚を供給する者としています。申請期間については、令和3年3月1日から3月31日までの1ヶ月間としています。

備考欄の2にあるように許可の有効期間は、もじゃこ漁業については、調整規則第15条第1項において1年と定められていることから、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間としています。

以上が公示案になりますが、公示日は2月26日を予定しています。実際の操業期間については、先ほど申しましたとおり別途知事が定めることとしておりますので、これについては、県に一任をお願いします。

また、採捕数量については、今回の諮問事項ではありませんが、許可の条件8で「全採捕者による採捕数量の合計が、県が定める計画数量に達する見込みとなり、知事が操業の停止を命じた場合には、直ちに採捕を中止しなければならない」とし、操業開始前に別途県が定める数量を対象者に通知することとしています。以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第4号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

渡邊委員 豊前海の底びきの入漁について初めてこの話が出たと思うのですが、急にこの話が出たのにはどういう意味があるのですか。

事務局長 急に話が出たということではなくて、今までも入漁の許可というのは一年ごとにしてたと思うのですが、その許可のやり方が漁業法の改正に伴って、最初に制限措置を決めて公示するというやり方になりましたので、この山口からの入漁についても同じような手続を踏むということです。

議長 公示の申請期間が1ヶ月間となっておりますけども、2月の場合は28日までしかないのですが、1ヶ月の定義はどうなっておりますか。

佐藤主査 たまたま2月が28日までで、3月19日までの1ヶ月の日数が31日でなくても法的に問題はないです。

石田委員 もじゃこ漁ですが、現行は10トン未満になっているので

すが、鹿児島と同様の15トンにすることは可能なのでしょうか。

事務局長 鹿児島に入る許可は鹿児島県知事が許可をするので、鹿児島県と話し合いをして一緒でも良いということになれば、15トン未満で良いとなる可能性はありますが、その場合、大分県の許可はずっと10トン未満でやっていますので、そこでの調整も必要になるので、かなりの調整がいるのではないかと思います。ただ、10トン未満となっている何らかの理由もあると思います。

石田委員 私が聞いたのは昔の話ですが、大分県海域はせまいから10トン未満じゃないと許可が出ないと聞いたことがあります。

事務局長 そういう理由がある中で鹿児島に行くときだけ15トン未満の船を使うやり方をもじゃこ業者の方達ができるのかという所も少し疑問に思います。そこがこれからの課題になるのかなと思います。

議 長 他にご意見はありませんか。他にご意見もないようですので、第4号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について（諮問）」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 （ 異議なし ）

議 長 異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。
次に、第5号議案の「大分県資源管理方針の変更について（諮問）」と第6号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、関連がありますので、一括して審議することとします。事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、第5号議案「大分県資源管理方針」の変更について及び第6号議案「知事管理漁獲可能量」の設定について、一括してご説明します。

議案書の32ページをお開きください。

大分県資源管理方針は、漁業法第14条第1項の規定に基づき、国が策定する資源管理基本方針に即して各都道府県で定めることになっているものであり、この度スルメイカが新たに特定水産資源に指定されたことに伴い、改正するものです。

また、漁業法第16条第1項の規定に基づき、大分県知事は大分県に配分された漁獲可能量を大分県資源管理方針の中で設定された知事管理区分へ配分する際に、それぞれの知事管理区分に対し、漁獲可能量の設定をすることになっています。

今回、大分県資源管理方針の変更と知事管理漁獲量の設定にあたり大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

次の33ページをご覧ください。大分県知事から本委員会会長あての諮問文の写しです。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課から説明申し上げます。

野田主任 水産振興課の野田でございます。「大分県資源管理方針」の変更についてご説明申し上げます。お手元の資料2をご覧ください。

大分県資源管理方針は、漁業法第14条第1項の規定に基づき、国が作成した資源管理基本方針に従って大分県知事が作成するものです。令和3年1月26日に資源管理基本方針の改正案が国の水産政策審議会で承認され、スルメイカとスケトウダラが新たに特定水産資源、TAC管理を行う魚種として指定されました。

なお、大分県では標準和名「スルメイカ」は「松イカ」と呼ばれており、標準和名「ケンサキイカ」が「スルメイカ」と呼ばれております。今後TAC管理を開始するのは、標準和名「スルメイカ」の方ですので、ご注意ください。本日はすべて標準和名で説明致します。

資料2の1ページ目の左下をご覧ください。

これまで、資源管理に関する事項を定めてきた海洋生物資源の保存及び管理に関する法律通称「TAC法」では、TAC管理が必要な魚種のうち、漁獲量が100トン未満の県は資源管理を実施してきませんでした。漁業法が改正され、漁獲量が1トンでもある県は、資源管理を実施することが求められるようになりました。これま

でもスルメイカはTAC対象種でしたが、本県の漁獲量は100トン未満であったため、TAC管理を行う必要がございませんでした。しかし、先日の漁業法の改正により、本県においてもスルメイカのTAC管理を開始することとなりました。

資料2の1ページ目の右下をご覧ください。

11月の本委員会でも説明させて頂いたとおり、魚種により管理期間が異なり、スルメイカ、クロマグロについては、R3年4月1日から漁業法に基づく資源管理を開始する予定です。

議案書の42ページをご覧ください。大分県資源管理方針の中で今回追加されるスルメイカの具体的な資源管理方針について記載したものとなります。

第1で特定水産資源の名称、第2で知事管理区分とその管理の手法が記載されています。対象者は大中まき網漁業など大臣管理区分に属する漁業を除く、県内在住の全ての漁業者となります。

本県で漁獲されるスルメイカは、混獲によるものがほとんどであり、漁獲量もわずかであることから、県下で1つの管理区分とし、資源管理の手法は、漁獲努力量を通じたものとする予定です。

そのため、第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、国から配分された全量を知事管理区分へ配分することとしています。

また、第4の漁獲可能量以外による資源管理に関する事項では、漁獲努力量管理の指標として、漁船の隻数を用いること、その上限値は平成29年から令和元年までの漁船隻数の平均値である5,475隻とすることを記載しています。

議案書の43ページをご覧ください。新旧対照表を載せてございます。右側が現行で、左側が改正後で、スルメイカに関する記述を追加しています。

次に議案書の45ページをご覧ください。

続いて知事管理漁獲可能量について説明します。

知事管理漁獲可能量は改正法第16条第1項に基づき、県知事が設定することになっています。なお、TAC法ではTAC計画の中に漁獲可能量も記載していましたが、改正法では大分県資源管理方針の中には記載せず、知事管理漁獲可能量を毎年告示する予定です。

資料2の2ページ目の中段をご覧ください。

30kg未満のクロマグロ小型魚及び30kg以上のクロマグロ大型魚については、数量管理、スルメイカは現行水準管理として、国から配分がなされています。

本県で漁獲されるクロマグロ及びスルメイカはわずかであることから、漁業種類などに分けた管理ではなく、県全体で1つの管理区分とし、国から配分された全量をそれぞれの管理区分へ配分することとしています。クロマグロ小型魚は、漁獲可能量0.7トン、クロマグロ大型魚は漁獲可能量6.3トン、スルメイカは現行水準管理として、漁獲努力量を通じた管理を行うこととしています。

資料2の3ページ目と4ページ目に国からの漁獲可能量に関する通知、資料2の5ページ目以降に法律の関連部分の抜粋を記載しています。また、資料2の10ページ目と11ページ目にクロマグロとスルメイカの過去の漁獲量を掲載しております。

以上で私からの説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見があればお伺いします。

須川委員 　　これはスルメイカだけですか。マイカ等が入ってくるのですか。

野田主任 　　現時点では、TAC管理を行うにあたる十分なデータがまだ揃っていないのでスルメイカだけです。ただ、今後そういったデータが追加されていけば、そういった魚種についてもTAC管理する魚種として追加されていくことになります。

議長 　　よろしいですか。他にご意見ございませんか。
まず、第5号議案についてお諮りいたします。第5号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 　　（ 異議なし ）

議長 　　異議がないようですので、第5号議案については、原案のとおり

り異議ない旨を知事に答申することとします。

次に、第6号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議がないようですので、第6号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

これで予定していた議案は終了いたしました。

他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長 ご審議誠に疲れ様でした。

次回の委員会は3月12日の金曜日、14時から水産会館で開催したいと思っておりますので、大変お忙しいとは存じますが、日程の確保について、ご配慮をお願いいたします。

以上、第21期第26回大分海区漁業調整委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和3年2月17日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員